

## 岸根公園野球場の利用に附随したテント等の設置の試行実施について

今まで、屋外有料施設の利用者のみなさまがその利用に伴い、テント等の設置を行う場合には、事前に所管の公園緑地事務所に占用許可を得ていただき、利用する屋外有料施設の外にテント等の設置をしていただいていた。

近年、屋外有料施設においてテント等設置の熱中症対策が必要不可欠となっているため、屋外有料施設の利用者のみなさまが、よりテント等設置を行いやすくするために、屋外有料施設の利用に伴うテント等の設置について、今年度、試行により次の通り対応することとしましたのでお知らせします。

### 【実施期間】

令和6年8月1日(木)から

### 【対象屋外有料施設】

岸根公園野球場(対象屋外有料施設)

### 【利用時間】

テント等設置時間は岸根公園野球場(対象屋外有料施設)の利用時間に限りです。  
利用時間の前後には設置できません。

### 【設置可能エリア】

屋外有料施設の中、または、屋外有料施設の外で指定された場所に設置が可能です。

岸根公園野球場(対象屋外有料施設内)図面画像

岸根公園野球場(屋外有料施設外に設定したテント等設置可能エリア)図面画像

### 【届出書類】

- ・テント設置等確認票
- ・テント等設置配置図

### 【受付方法】

設置等にあたっては、岸根公園指定管理者と事前に調整が必要となります。

利用日の7日前まで(指定管理者が設定した期日)に「テント設置等確認票」と「テント等設置配置図」を下記メールアドレス宛もしくは、岸根公園管理事務所にご提出ください。(受付方法は指定管理者が受け付けられる方法をお願いします。)

ご提出いただいた内容を確認の上、設置について岸根公園指定管理者よりご連絡をさせていただきます。承諾を得られた場合、占用許可が不要でテント等を設置できます。なお、当日は、テント

等設置の承諾を得られた後に渡される掲示物をテントに掲示してください。

#### 【利用条件】

- ・利用にあたっては、都市公園法、同法施行令、横浜市公園条例及び同施行規則を遵守の上、安全管理の注意と他の公園利用者等の迷惑とならないようご利用ください。
- ・テント等設置にあたっては、風に煽られて飛散してしまう危険性があることから重りを用い、固定してください。  
※木やフェンス等の公園施設にロープ等で縛りつけるなどの固定、杭(ペグ)等の打ち付けについては、芝生や埋設設備等に影響がでしまう恐れがあるため、原則認めません。
- ・強風時などのテント等が倒壊、飛散する恐れのある場合はテント等設置を認めません。また、利用時間中の気象情報について利用者自身で注意し、危険の恐れがある場合には使用を中止してください。
- ・施設内にテント等を設置する場合は、競技のプレーエリアへの設置は認めません。また、施設内に設置するテント等については、視界が遮断される構造となっているものは、プレーエリアを確認できないなどの安全面から設置は認めません。
- ・設置について岸根公園指定管理者から指示があった場合はその指示に従ってください。
- ・テント等設置にあたり、公園の芝生や樹木等の公園施設の損壊が生じた場合は、利用者に修復または賠償を求めます。また、テント等設置に伴い、火災・盗難・事故が発生した場合は、一切の責任を利用者が負い、被害が生じた場合は、修復または賠償を求めます。
- ・利用にあたっては、必ず「テント等設置確認票」と「テントの配置図」のご提出をお願いします。
- ・テント等設置の承諾を得た後に渡される掲示物を当日テントへ掲示をお願いします。
- ・その他必要がある場合は、岸根公園指定管理者と協議の上、ご調整をお願いします。

#### 【利用のルール】

- ・飲食については施設のルールをご確認の上、従ってください。
- ・火気の使用は厳禁です。(カセットコンロ・ガスボンベ・ガスコンロ・バーベキューコンロ・ホットプレート・シングルバーナー・発電機などの使用)
- ・公園内への車両の乗り入れは禁止です。
- ・公園内にごみ箱は設置されていません。ごみは必ず各自でお持ち帰りをお願いします。
- ・屋外有料施設内は禁煙です。屋外有料施設外での喫煙については、周囲への配慮をお願いします。
- ・危険のおそれのある行為または他人の迷惑となるような行為はやめてください。(音響機器、楽器の使用。大声で騒ぐ、暴れる行為。近隣住民、他の来園者への迷惑行為など)
- ・植物の採取、木登り、樹木への装飾行為、花や枝を折る、タープ等を括りつけて幹を傷つける、ベンチ、遊具へのいたずらなど公園内にあるものを汚損・破損させる行為はやめてください。

【試行にあたり公園利用者みなさまへのお願い】

屋外有料施設外に設定したテント等設置可能エリアは、屋外有料施設の利用に伴うテント等の設置利用者がいない場合は他のエリアと同様にご利用をいただけますが、屋外有料施設の利用に伴うテント等の設置利用者が使用する場合には、恐れ入りますが、他のエリアに移動していただくなどご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

岸根公園指定管理者

公益財団法人 横浜市緑の協会 岸根公園管理センター

電話:045-481-1697

アドレス:kishine-park@hama-midorinokyokai.or.jp